

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年8月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2501048 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600038 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者が A 社 B 事務所において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正及び請求者の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者が A 社 C 支店において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正及び請求者の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者が D 社において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者が E 社 F 工場(現在は、G 社)において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者が H 社 I 製作所において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者が J 社において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者が K 社において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、請求者が L 社(現在は、M 社)において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者が N 社(現在は、N 社 O 支店)において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑩について、請求者が P 社において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑪について、請求者が Q 社において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑫について、請求者が R 社において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑬について、請求者が S 社(現在は、T 社)において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑭について、請求者が U 社において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑮について、請求者が V 社において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

請求期間⑯について、請求者が W 社(現在は、X 社)において厚生年金基金の加入員であったとする被保険者区別の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から昭和 46 年 6 月 1 日まで
② 昭和 46 年 6 月 1 日から昭和 60 年 8 月 10 日まで
③ 昭和 61 年 11 月 26 日から昭和 62 年 5 月 27 日まで
④ 昭和 62 年 7 月 8 日から昭和 63 年 4 月 1 日まで
⑤ 平成 2 年 3 月 20 日から同年 4 月 13 日まで
⑥ 平成 2 年 5 月 10 日から同年 7 月 17 日まで
⑦ 平成 2 年 8 月 27 日から同年 12 月 14 日まで
⑧ 平成 3 年 6 月 3 日から同年 6 月 28 日まで
⑨ 平成 3 年 8 月 22 日から同年 9 月 16 日まで
⑩ 平成 3 年 10 月 14 日から平成 4 年 4 月 14 日まで
⑪ 平成 4 年 6 月 22 日から平成 5 年 1 月 30 日まで
⑫ 平成 5 年 5 月 1 日から同年 6 月 23 日まで
⑬ 平成 5 年 10 月 28 日から平成 6 年 2 月 2 日まで
⑭ 平成 6 年 8 月 8 日から平成 7 年 6 月 30 日まで
⑮ 平成 7 年 11 月 6 日から平成 8 年 4 月 3 日まで
⑯ 平成 9 年 9 月 22 日から平成 10 年 6 月 23 日まで

請求期間①から⑯までについて、A社B事務所及び同社C支店、D社、E社F工場、H社I製作所、J社、K社、L社、N社、P社、Q社、R社、S社、U社、V社及びW社において、厚生年金基金に加入していたが加入員記録がないので、調査の上、当該各期間を厚生年金基金の加入員であった期間に訂正してほしい。

また、請求期間①及び②について、A社B事務所及び同社C支店において支給された給与額と、当該各期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録が相違しているので、調査の上、当該各期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、A社B事務所及び同社C支店において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、A社は、当社B事務所及びC支店が請求期間①及び②当時において、厚生年金基金を設立又は基金に加入したか、請求者の当該各期間に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除したか、それぞれ不明である旨回答している上、同社B事務所及びC支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の記録前後に記載された複数の被保険者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、請求者のA社B事務所及び同社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の種別欄には、それぞれ第1種被保険者（一般男子）を示す「1」に丸印が付されている上、企業年金連合会は、請求者の同社B事務所及び同社C支店における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

さらに、請求者から提出された、請求者氏名及び事業所名（A社）が記載された昭和 44 年 4 月 1 日付け試雇採用通知書面、昭和 44 年 7 月 1 日付け社員採用通知書面、昭和 44 年 7 月 1 日付け基本給及び特別給支給通知書面、昭和 60 年 8 月 9 日付け解職承認通知書面、同社C支店を支払者とする昭和 60 年分退職所得の源泉徴収票、退職金関係支払明細書、及びY健康保険組合における任意継続に係る健康保険被保険者証において、請求者が請求期間①及び②に厚生年金基金の加入員であったこと、及び請求者の当該各期間における給与から厚生年金基金の掛金が控除されたことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間③について、請求者は、D社において厚生年金基金に加入していたが加入員記録

がない旨主張している。

しかしながら、商業登記の記録によると、D社は、平成7年2月10日にZ地方裁判所の破産宣告（平成10年1月10日Z地方裁判所の費用不足による破産廃止決定確定）を受けており、同社に対し、同社の厚生年金基金の設立又は加入等について照会できない。

また、上記商業登記の記録において確認できる請求期間③当時のD社における役員のうち、当該期間に厚生年金保険被保険者資格があり唯一所在の確認できた元取締役に照会したところ、同人は、同社が厚生年金基金を設立又は厚生年金基金に加入していたか、請求者の請求期間③に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除したか、それぞれ不明である旨、及び自身は同社に係る被保険者期間の年金について日本年金機構以外からはもらっていない旨陳述している上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の記録前後に記載された複数の被保険者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

さらに、請求者のD社に係る厚生年金保険被保険者名簿の種別欄には、第1種被保険者（一般男子）を示す「1」に丸印が付されている上、企業年金連合会は、請求者のD社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

加えて、請求者から提出された、D社を事業所とするa健康保険組合における健康保険被保険者証において、請求者が請求期間③に厚生年金基金の加入員であったことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間③に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 請求期間④について、請求者は、E社F工場において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、G社及び同社の担当者は、当社は厚生年金基金に加入しておらず、請求者の請求期間④に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除していない旨回答及び陳述している上、E社F工場に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求者の前後に記録された複数の被保険者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、請求者のE社F工場に係る厚生年金保険被保険者原票の種別欄には、第1種被保険者（一般男子）を示す「①」と記されている上、企業年金連合会は、請求者の同社F工場における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

加えて、請求者から提出された、E社を事業所とする健康保険被保険者証において、請求者が請求期間④に厚生年金基金の加入員であったことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間④に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 請求期間⑤について、請求者は、H社I製作所において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、H社及び同社の担当者は、当社は厚生年金基金に加入しておらず、請求者の請求期間⑤に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除していない旨回答及び陳述している上、オンライン記録において、請求者の同社I製作所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日前後に被保険者資格を取得している複数の者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、H社から提出された、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（平成2年3月29日b社会保険事務所の確認決定処理に係る押印有り）において、請求者の種別欄には、第1種被保険者（一般男子）を示す「1」に丸印が付されている上、企業年金連合会は、請求者の同社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間⑤に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 請求期間⑥について、請求者は、J社において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、J社は、当社は請求期間⑥当時において厚生年金基金を設立又は基金に加入しておらず、平成4年10月1日からc厚生年金基金に加入した旨回答している上、オンライン記録によると、当該基金は、請求期間⑥より後の同日に設立し、平成26年11月1日に解散していることが確認できる。

また、J社から提出された、請求者に係る個人別給与台帳において、請求期間⑥の給与から厚生年金基金の掛金が控除された旨の記載は確認できず、同社は、請求者の当該期間に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除していない旨回答している。

さらに、企業年金連合会は、請求者のJ社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

加えて、請求者から提出された、J社を事業所とする健康保険被保険者証において、請求者が請求期間⑥に厚生年金基金の加入員であったことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間⑥に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 請求期間⑦について、請求者は、K社において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、K社は、当社は請求期間⑦当時において厚生年金基金を設立又は基金に加入しておらず、平成4年10月1日からc厚生年金基金に加入した旨、及び請求者の請求期間⑦に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除したか不明である旨回答している上、オンライン記録によると、当該基金は、請求期間⑦より後の同日に設立し、平成26年11月1日に解散していることが確認できる。

また、企業年金連合会は、請求者のK社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

さらに、請求者から提出された、K社を事業所とする健康保険被保険者証において、請求者が請求期間⑦に厚生年金基金の加入員であったことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 請求期間⑧について、請求者は、L社において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、M社及び同社の担当者は、当社は厚生年金基金に加入しておらず、請求者の請求期間⑧に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除していない旨回答及び陳述している上、オンライン記録において、請求者のL社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日前後に被保険者資格を取得している複数の者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、企業年金連合会は、請求者のL社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間⑧に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 請求期間⑨について、請求者は、N社において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、N社及び同社の事業主は、当社は厚生年金基金に加入しておらず、請求者の請求期間⑨に係る保険料等の控除を確認できる資料の保管はない旨回答及び陳述している上、オンライン記録において、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年

月日前後に被保険者資格を取得している複数の者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、企業年金連合会は、請求者のN社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間⑨に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 9 請求期間⑩について、請求者は、P社において、厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、P社及び同社の担当者は、当社は厚生年金基金に加入しておらず、請求者の請求期間⑩に係る保険料等の控除を確認できる資料の保管はない旨回答及び陳述している上、オンライン記録において、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日前後に被保険者資格を取得している複数の者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、企業年金連合会は、請求者のP社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

さらに、請求者から提出された、P社を支払者とする平成3年分給与所得の源泉徴収票において、請求者が請求期間⑩に厚生年金基金の加入員であったこと、及び請求者の当該期間における給与から厚生年金基金の掛金が控除されたことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間⑩に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 10 請求期間⑪について、請求者は、Q社において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、Q社は、当社は請求期間⑪当時において厚生年金基金を設立又は基金に加入しておらず、請求者の当該期間に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除していない旨回答している上、オンライン記録において、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日前後に被保険者資格を取得している複数の者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、企業年金連合会は、請求者のQ社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

さらに、請求者から提出された、Q社を支払者とする平成4年分給与所得の源泉徴収票において、請求者が請求期間⑪に厚生年金基金の加入員であったこと、及び請求者の当該期間における給与から厚生年金基金の掛金が控除されたことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間⑪に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 11 請求期間⑫について、請求者は、R社において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、R社及び同社の事業主は、当社は請求期間⑫当時において厚生年金基金を設立又は基金に加入しておらず、請求者の当該期間に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除していない旨回答及び陳述している上、オンライン記録において、同社における厚生年金保険被保険者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、企業年金連合会は、請求者のR社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

さらに、請求者から提出された、R社を事業所とする健康保険被保険者証において、請求

者が請求期間⑫に厚生年金基金の加入員であったことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間⑫に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 12 請求期間⑬について、請求者は、S社において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、T社及び同社の担当者は、当社は厚生年金基金に加入しておらず、請求者の請求期間⑬に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除していない旨回答及び陳述している上、オンライン記録において、同社における厚生年金保険被保険者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、企業年金連合会は、請求者のS社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

さらに、請求者から提出された、S社を支払者とする平成5年分及び平成6年分給与所得の源泉徴収票、同社を事業所とする健康保険被保険者証において、請求者が請求期間⑬に厚生年金基金の加入員であったこと、及び請求者の当該期間における給与から厚生年金基金の掛金が控除されたことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間⑬に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 13 請求期間⑭について、請求者は、U社において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、U社は、当社は請求期間⑭当時において厚生年金基金を設立又は基金に加入しておらず、請求者の当該期間に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除していない旨回答している上、オンライン記録において、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日前後に被保険者資格を取得している複数の者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、企業年金連合会は、請求者のU社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

さらに、請求者から提出された、U社を支払者とする平成6年分給与所得の源泉徴収票において、請求者が請求期間⑭に厚生年金基金の加入員であったこと、及び請求者の当該期間における給与から厚生年金基金の掛金が控除されたことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間⑭に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 14 請求期間⑮について、請求者は、V社において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、V社及び同社の担当者は、当社は厚生年金基金に加入しておらず、請求者の請求期間⑮に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除していない旨回答及び陳述している上、オンライン記録において、同社における厚生年金保険被保険者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、企業年金連合会は、請求者のV社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

さらに、請求者から提出された、V社を支払者とする平成7年分給与所得の源泉徴収票、同社発行の年調還付金明細、同社を事業所とする健康保険被保険者証において、請求者が請求期間⑮に厚生年金基金の加入員であったこと、及び請求者の当該期間における給与から厚生年金基金の掛金が控除されたことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間⑮に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 15 請求期間⑯について、請求者は、W社において厚生年金基金に加入していたが加入員記録がない旨主張している。

しかしながら、X社の社会保険事務を担当する親会社のd社は、W社は請求期間⑯当時に於いて厚生年金基金を設立又は基金に加入しておらず、請求者の当該期間に係る給与から厚生年金基金の掛金を控除していない旨回答している上、オンライン記録において、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日前後に被保険者資格を取得している複数の者の種別欄を確認したが、厚生年金基金の加入員として記録された者は見当たらなかった。

また、企業年金連合会は、請求者のW社における被保険者期間の基金加入に係る移換記録はない旨回答している。

さらに、請求者から提出された、W社を支払者とする平成9年分及び平成10年分（2枚）給与所得の源泉徴収票、同社を事業所とする健康保険被保険者証において、請求者が請求期間⑯に厚生年金基金の加入員であったこと、及び請求者の当該期間における給与から厚生年金基金の掛金が控除されたことを確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間⑯に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①から⑯までに於いて請求者が厚生年金基金の加入員であったこと、及び請求者が厚生年金基金の加入員として当該各期間に係る厚生年金基金掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 16 また、請求期間①及び②について、請求者は、A社B事務所及び同社C支店において支給された給与額と、当該各期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録が相違している旨主張している。

しかしながら、A社は、当時の資料の保管はなく、請求者の請求期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について不明である旨回答している。

また、請求者から提出された、請求者氏名及びA社名が記載された昭和44年7月1日付け基本給及び特別給支給通知書面において、同社は、請求者に対し、基本給1万5,500円及び特別給5,600円（計2万1,100円）を支給する旨通知していることが確認できるところ、請求者の同社B事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、同日時点の標準報酬月額は2万2,000円と記録されていることが確認できる上、上記通知書面において、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

さらに、請求者から提出された、A社C支店を支払者とする昭和60年分退職所得の源泉徴収票及び退職金関係支払明細書において、請求者の請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

加えて、請求者のA社B事務所及び同社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している上、同名簿及びオンライン記録において、請求者の標準報酬月額の記録が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の主張する請求期間①及び②の標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。